

第6回労働協約交渉 その1

賃金・諸手当・退職金及び昇進に関する事項で交渉

**年功給にふさわしい定昇額に見直すこと！
退職金は最低でも2,020万円の保障を求める**

国労の主張

◆定期昇給額の基準昇給額と現等級経過年数を次のように見直すこと。

- ・1年から5年=1,200円 ・6年=1,000円 ・7年=800円
- ・8年以降=600円

会社の見解

昇格資格年限(A)での昇格は、1200円でインセンティブを持たせている。
基準昇給額100円となっても社員の能力発揮には期待している。

国労の主張

◆「割増賃金」を次のように見直すこと。

- ・超過勤務手当B単価はすべて 150/100
- ・夜勤手当C単価 50/100 ・祝日手当E単価 50/100



会社の見解

- ・当社の割増率は世間水準に比しても遜色ない。
- ・休日を犠牲にして臨時に勤務したものと、時間内に業務が終わらず引き続き超勤を行なったものと同じ割増率とする必要はない。

国労の主張

◆退職金問題は新人事賃金制度発足交渉の積み残し。

退職後の生活安定のためにも最低2,020万円とすべき。

会社の見解

「新人事・賃金制度」導入時に議論した通り、旧制度と遜色ない水準を措置したところである。したがって一定の補償を設ける考えはない。

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：渡邊 和久